

さくら市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に基づくさくら市耐震改修促進計画を推進するため、市が住宅に対して実施する耐震診断士を派遣することについて必要な事項を定め、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同ただし書の規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。
- (2) 耐震診断士 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習」又はこれと同等と市長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断士の派遣の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に存する住宅で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねる住宅のうち店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。)。ただし、昭和56年6月1日以降に増築工事に着工し、増築部分の延べ床面積が増築後の延べ床面積の2分の1未満のものは対象とする。
- (2) 在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された住宅
- (3) 賃貸を目的としない住宅

(業務)

第4条 市長は、対象住宅を所有する者等からの申込みにより、耐震診断士を当該

対象住宅の所在地へ派遣し、耐震診断を実施するものとする。

- 2 前項の規定による耐震診断士の派遣及び耐震診断に要する費用は、市の負担とし、予算の範囲内で実施することができる。
- 3 市長は、第1項に規定する耐震診断を適切に運営できると認める団体（第6条において「業務委託先」という。）に委託することができる。

（派遣の申込）

第5条 耐震診断士の派遣を希望する者（以下「申込者」という。）は、耐震診断士派遣申込書（様式第1号）により市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申込者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 対象住宅を所有する個人（共有を含む。）又は当該対象住宅に居住する所有者の2親等以内の親族のうち、申込者である者
 - (2) この告示による耐震診断を受けたことがない者
 - (3) さくら市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（平成20年さくら市告示第40号）に基づくさくら市木造住宅耐震診断事業補助金を受けたことがない者
 - (4) 国、県及び市税の滞納のない者（申込者が親族である場合は、対象住宅を所有する個人においても市税の滞納のない者に限る。）

（派遣の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込みが適当であると認めたときは、耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するとともに、耐震診断士派遣依頼書（様式第3号）により業務委託先に耐震診断士の派遣を依頼するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定による申込みが適当でないと認めたときは、耐震診断士を派遣しない旨の通知書（様式第4号）により申込者に通知しなければならない。

（決定の取消し等）

第7条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により耐震診断士の派遣の決定を受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第5号）により当該取り消された申込者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により耐震診断士の派遣の決定を取り消した場合におい

て、当該取消しに係る耐震診断を既に実施しているときは、期限を定めて申込者に対して当該耐震診断に係る費用の賠償を請求することができる。

(結果の報告)

第8条 耐震診断士は、第4条第1項に規定する業務を終えたときは、耐震診断実施結果報告書(様式第6号)により申込者に報告しなければならない。

2 申込者は、前項の報告を受けたときは、耐震診断士派遣完了報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

(申込者に対する指導)

第9条 市長は、申込者に対して住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、耐震診断士の派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和5年4月1日から適用する。